

令和7年度 介護保険料について

65歳以上の方の保険料は、玉野市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

$$\boxed{\text{玉野市で必要な介護サービスの総費用}} \times \boxed{\text{65歳以上の方の負担分 23\%}} \div \boxed{\text{玉野市に住む65歳以上の方の人数}} = \boxed{\text{基準額 月額6,000円}}$$

この基準額をもとに、所得に応じた負担になるように、13段階の保険料に分かれます。

段階	基準額に対する割合	対 象 者			月額保険料額	
					年間保険料額	
1	0. 285	本人が市民税非課税	世帯員に市民税課税者がいない	生活保護受給者	1, 710	
				老齢福祉年金受給者		
本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が8 0． 9万円以下	20, 520					
本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が8 0． 9万円超 1 2 0万円以下				2, 610		
2	0. 435			本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が1 2 0万円超	31, 320	
					4, 110	
3	0. 685		世帯員に市民税課税者がいる	49, 320		
				5, 400		
4	0. 90		本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が8 0． 9万円以下	64, 800		
				6, 000		
5	1. 00 (基準額)		本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が8 0． 9万円超	72, 000		
				7, 200		
6	1. 20		本人が市民税課税	本人の合計所得金額が1 2 0万円未満	86, 400	
		7, 800				
7	1. 30	本人の合計所得金額が1 2 0万円以上2 1 0万円未満		93, 600		
				9, 000		
8	1. 50	本人の合計所得金額が2 1 0万円以上3 2 0万円未満		108, 000		
				10, 200		
9	1. 70	本人の合計所得金額が3 2 0万円以上4 2 0万円未満		122, 400		
				11, 400		
1 0	1. 90	本人の合計所得金額が4 2 0万円以上5 2 0万円未満		136, 800		
				12, 600		
1 1	2. 10	本人の合計所得金額が5 2 0万円以上6 2 0万円未満		151, 200		
				13, 800		
1 2	2. 30	本人の合計所得金額が6 2 0万円以上7 2 0万円未満		165, 600		
				14, 400		
1 3	2. 40	本人の合計所得金額が7 2 0万円以上		172, 800		

- 合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定）
収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。市民税の非課税基準に用いられます。
- ※ 株式等の譲渡損失などの繰越控除を受けている場合は繰越控除前の金額となります。
- ※ 租税特別措置法に規定する長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合には、合計所得金額から特別控除額を控除した後の金額を保険料の算定に用います。
- ※ 合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなします。
- その他の合計所得金額
合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる額（公的年金等に係る雑所得）を除いた金額です。